

< ご利用案内 >

1. 利用の申込

- 1) 「金沢改良土センター利用申込書」に必要事項を記入し、発注課監督員の確認を受けて金沢建設業協同組合(事務局)にファックス送付して下さい。
- 2) 金沢建設業協同組合(事務局)は、内容を確認した後に受付印を押印し、前納料金の案内文と併せてファックスにて申請者に返送します。

2. 改良土単価 及び 代金の支払い方法

1) 改良土単価

① 令和5年11月までの単価で発注された工事

1 m³当たり (プラント渡し・消費税別)

・改良土 20-0mm : 3,700円

40-0mm : 3,700円

100-0mm : 3,400円

② 令和5年12月以降の単価で発注された工事

1 m³当たり (プラント渡し・消費税別)

・改良土 20-0mm : 3,960円

40-0mm : 3,960円

100-0mm : 3,630円

2) 余剰残土単価

工事終了時に改良土搬出量に比べて発生土搬入量が多い場合(余剰残土)は、差異の数量に対して、次の処理費をご請求させていただきます。

① 令和5年11月までの単価で発注された工事

1 m³当たり (消費税別) 2,400円

② 令和5年12月以降の単価で発注された工事

1 m³当たり (消費税別) 2,560円

3) 代金の支払い方法

- ・銀行振込払いとします。
 - ・一括納入または分割納入による前納制とします(分割納入時の回数は任意)。
 - ・工事完成後、過不足に対する料金を精算します。
 - ・組合事務局にて入金確認後、改良土センターより出荷致します。
 - ・完了届の提出後、利用料金に過不足が生じた場合は精算することと致します。
- ※事務処理簡素化のためのコンピューターにより管理しておりますので、『手形』によるお支払いはご容赦ください。

3. カードの発行

- 1) カードは、改良土センターにて必要枚数を発行し、受領書と引き換えにお渡しします。
- 2) カードの利用
発生土の搬入及び改良土の搬出については、カード使用によるトラックスケールを利用して行って下さい。なおその際に伝票(利用者控え)が発行されますのでお取り下さい。(空車重量は、初回のみ計量とします。)
- 3) 利用終了後、カードは一括して返納して下さい。
- 4) カードを紛失し、そのカードが使用された場合は、カードを受領した会社に料金を請求する事になりますので、カードの取り扱いには十分注意して下さい。
※カードは各工区及びダンプトラックごとに発行しますので、同一のダンプトラックにおいても他工区との混用は出来ません。
※他工区で使用すると、利用終了後に必要な【証明書】を発行する事が出来ません。
- 5) 搬入出の【証明書】及び改良土センターから市役所への数量の報告等は、m³単位で行います。
- 6) カードがない場合は、当センターの利用は出来ません。

4. 搬入・搬出の申出 及び 搬入・搬出作業

- 1) 翌日の搬出入予定数量を「搬入・搬出申出書」に記入の上、前日(営業日)の15時までに、改良土センターまでファックスを送付してください。
- 2) 搬入の際は、搬入口でカードをとおすとともに、ダンプの計量を行って下さい。
- 3) 搬入土の積下ろし、搬出土(改良土)の積み込みは、指示に従い行って下さい。
- 4) 搬出の際は、搬出口でカードをとおすとともにダンプの計量を行って、伝票を受取って下さい。
- 5) 改良土センターの前面道路が汚れないよう、搬入土 及び 搬出土(改良土)が飛散しないようご注意ください。

5. 営業時間 (プラント運転)

- 1) 午前8時30分から午後5時とします(※正午から午後1時の間は休止)
なお、日曜日、祭日及び毎月の第二、第四土曜日は休業日とします。
- 2) 夜間は中止いたします。
- 3) 年末年始等の臨時休業日は、別途案内します。

6. 搬入・搬出の完了

- 1) 土砂の搬入・改良土の搬出が完了しましたら、早めに「金沢改良土センター利用完了届」を改良土センターに提出してください。
受理後、受付印を押印したものをお返しします。

- 2) また、「完了届」の受理時に改良土センター事務所で次の証明書を発行します。
①品質証明書、②搬入出実績証明書、③搬入出証明書
- 3) 前期2)の発行後、組合事務局から次の書類を発行・送付します。
 - ・利用明細書 兼 請求書
 - ・伝票(改良土プラントの押印したもの)

7. 搬入原料土の制限

- 1) アスファルト塊、コンクリート塊、ゴミ類、金属類、木片、草木類及び有害物は混入しない事。また、粘土塊は小さくほぐして持ち込むこと。
- 2) 路盤材の混入は可とします。
- 3) 含水比の高いヘドロ状の土は搬入しない事。(搬入は $qc200KN$ 以上とします)
- 4) 搬入の土量検収は、トラックスケールによる重量で管理します。
- 5) 搬入原料土は、搬出改良土と原則同量であること。

8. 改良土の保管

改良土を仮置き場にストックする場合は、水はけの良い高台(周辺より雨水等が浸入しない場所)にストックして下さい。また、降雨時にはシート等により、出来るだけ雨水に触れないようにして下さい。

9. 改良土の施工方法

- 1) 施工方法は、山砂に準じます。
- 2) 湧水がある場合は、必ず排水してから改良土の埋め戻しを行って下さい。
- 3) 締固めはタンピングランマーなどにより十分締固めを行って下さい。
- 4) 改良土は一般的俗称で言う「水締め」は出来ません。
- 5) 土砂降りの場合は、埋戻しや転圧を極力行わないで下さい(小雨程度ならば可)。
- 6) 改良土は多少臭い(アンモニア臭)がする場合もありますが、人体に有害な物ではありませんので、ご了承願います。

10. 改良土の品質保証及び管理

- 1) 基本的には、室内CBRの値を持って改良土の品質保証と致します。
- 2) 品質管理は、改良土の室内CBR試験及び粒度試験の結果を発注者に報告する事により行います。
- 3) 品質管理報告書には、工事ごとの利用実績表を添付致します。

11. 書類提出に関する留意事項

申請者から組合(事務局、改良土センター)に提出する書類については、「利用完了届」を除き、ファックスにて送付願います。なお、申請時の押印は不要です。

(以上)